

## ◆幼稚園就園奨励費補助

文科省・幼稚園就園奨励費補助にかかる通知を发出  
年少扶養控除見直しへの対応

年少扶養控除の廃止による幼稚園就園奨励費補助における補助対象世帯への影響が大きいことを重く受け止めて、全日私幼連では、香川会長を先頭に関係方面に対して強力な陳情・相談を重ねてきました。これを受けて、7月27日、文科省幼児教育課から各都道府県へ、幼稚園就園奨励費補助にかかる別紙の通知が発出されました。

幼稚園就園奨励事業は、各市町村が、幼稚園児がいる子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に自治事務として実施しているもので、文科省はこうした市町村の取組みに対して補助を行なっています。

本事業における国庫補助対象世帯の基準は、従来より住民税の課税額によっていましたが、平成24年度からの年少扶養控除の廃止に伴って住民税の課税額が増えるため、国庫補助事業における取扱いの検討がなされました。

文科省としては、当初、事業の実施主体である市町村の実情等も踏まえ、「夫婦と子ども2人の世帯をモデルとして改正後の住民税額を算定し、子どもの人数にかかわらずこの住民税額を一律に適用して、年少扶養控除廃止の影響がほとんど生じないようにする方式」（モデル世帯方式）に限り国庫補助申請を認めることとしていました。しかし、この方式をとった場合、ほとんどの世帯では負担増を回避することが可能となりますが、子どもが3人以上いる世帯の一部が国庫補助の対象から外れることが課題となりました。

このため、文科省では、当初の方式に加え、「昨年度と対象者がほぼ変動しないよう、子どもの人数に応じて住民税額を改めて計算し直して国庫補助対象世帯を簡便に調整する方式」（簡便な調整方式）を市町村が選択する場合も国庫補助申請を認めることとし、都道府県を通じて各市町村への周知を行なうこととなりました。

ただし、新たな「簡便な調整方式」を採用すると、多子世帯では補助対象となり救済される場合もありますが、子どもが1人の世帯では逆に補助対象から外れる場合もあり得ることに留意が必要です。

今後、各市町村では、適時適切にいずれかの方式が選択されることとなりますので（早ければ、平成24年度から）、各団体等においては、市町村と十分に相談・協議を進めていただく必要があります。

〔本号は4枚〕

事 務 連 絡  
平成24年7月27日

各都道府県教育委員会  
幼稚園就園奨励費補助主管課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

平成24年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る  
国庫補助申請方式の追加について（通知）

幼稚園就園奨励事業の実施に当たりましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月26日付け事務連絡において、国庫補助の申請は、平成23年度までと同様のモデル世帯方式（以下、「第3方式」とする。）による申請に限るとしたところ です。

しかしながら、市（区）町村によっては、扶養控除見直しの影響を極力排除した簡便な調整方式（以下、「第2方式」とする。）により幼稚園就園奨励事業を実施することとした場合でも、国庫補助申請を行いたいとの意向があること等を踏まえ、このたび、これまでの第3方式による申請に加え、第2方式（補助対象は、別紙で示す所得割課税額以下の世帯の幼稚園児に対する幼稚園就園奨励事業に限る。）による申請も認めることとしました。（平成24年度の申請から適用）

この場合、申請に当たっては、各市（区）町村において、第2方式もしくは第3方式のいずれかの方式を選択していただくこととなります。

なお、被災幼児就園支援事業の取扱いも同様となりますので、ご留意願います。

ついては、貴域内の市（区）町村に通知いただき、事務処理上、遺漏のないようお取り計らい願います。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 春日川・川崎

電 話：03-5253-4111（内2374）

03-6734-2374（直通）

メール：youji@mext.go.jp

【簡便な調整方式（第2方式）による調整後の新基準額算出方法】

（第Ⅲ階層）＜夫婦片働き・年少扶養親族2人の場合で年収約270～360万円＞

市町村民税所得割の額：34,500円に①、②の合計を加えた額以下

①16歳未満の扶養親族の数×21,300円

②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

（第Ⅳ階層）＜夫婦片働き・年少扶養親族2人の場合で年収約360～680万円＞

市町村民税所得割の額：171,600円に③、④の合計を加えた額以下

③16歳未満の扶養親族の数×19,800円

④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

※ 調整する金額（加算額）が異なるのは、住民税における調整控除（市町村分）の影響による。

※ 年齢は、H23.12.31現在で計算してください。

【次ページに早見表があります】

## 簡便な調整方式(第2方式)における基準について

【早見表】(平成24年度第Ⅲ階層の場合)

19歳未満の扶養親族の数 (H5. 1. 2以降生まれ)			新基準(上限)額	国庫補助限度額(円)		
16歳未満 (H8. 1. 2以降 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H5. 1. 2~H 8. 1. 1 生まれ)	市町村民税 所得割課税額 (円)		第1子 (従来条件のみ)	第2子 (従来条件/新条件)	第3子 (従来条件・新条 件ともに同じ)
0人	0人	0人	34,500	—	—	—
1人	1人	0人	55,800	112,200	—	—
2人	1人	1人	66,900		—	—
	2人	0人	77,100		209,000/161,000	—
3人	1人	2人	78,000		—	—
	2人	1人	88,200		209,000/161,000	—
	3人	0人	98,400		209,000/161,000	305,000
4人	1人	3人	89,100		—	—
	2人	2人	99,300		209,000/161,000	—
	3人	1人	109,500		209,000/161,000	305,000
	4人	0人	119,700		209,000/161,000	305,000
5人	1人	4人	100,200		—	—
	2人	3人	110,400		209,000/161,000	—
	3人	2人	120,600		209,000/161,000	305,000
	4人	1人	130,800		209,000/161,000	305,000
	5人	0人	141,000		209,000/161,000	305,000

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

☐ =モデル世帯(夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円)方式(第3方式)の場合の基準額

【早見表】(平成24年度第Ⅳ階層の場合)

19歳未満の扶養親族の数 (H5. 1. 2以降生まれ)			新基準(上限)額	国庫補助限度額(円)		
16歳未満 (H8. 1. 2以降 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H5. 1. 2~H 8. 1. 1 生まれ)	市町村民税 所得割課税額 (円)		第1子 (従来条件のみ)	第2子 (従来条件/新条件)	第3子 (従来条件・新条 件ともに同じ)
0人	0人	0人	171,600	—	—	—
1人	1人	0人	191,400	49,800	—	—
2人	1人	1人	198,600		—	—
	2人	0人	211,200		178,000/114,000	—
3人	1人	2人	205,800		—	—
	2人	1人	218,400		178,000/114,000	—
	3人	0人	231,000		178,000/114,000	305,000
4人	1人	3人	213,000		—	—
	2人	2人	225,600		178,000/114,000	—
	3人	1人	238,200		178,000/114,000	305,000
	4人	0人	250,800		178,000/114,000	305,000
5人	1人	4人	220,200		—	—
	2人	3人	232,800		178,000/114,000	—
	3人	2人	245,400		178,000/114,000	305,000
	4人	1人	258,000		178,000/114,000	305,000
	5人	0人	270,600		178,000/114,000	305,000

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

☐ =モデル世帯(夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約680万円)方式(第3方式)の場合の基準額